



厚生労働省発基安 0 9 1 6 第 1 号

労働政策審議会

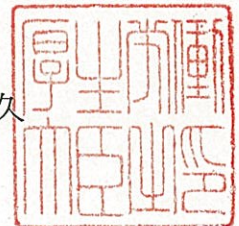
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱」（別紙 1）、「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱」（別紙 2）及び「労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱」（別紙 3）について、貴会の意見を求める。

平成 2 6 年 9 月 1 6 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久



労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）の施行期日は平成二十七年六月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十六年十二月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二十七年十二月一日とすること。

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 労働安全衛生法施行令の一部改正

一 型式検定を受けるべき機械等の追加

型式検定を受けるべき機械等として、電動ファン付き呼吸用保護具を追加するものとする。

二 外国登録製造時等検査機関等の事務所における検査に要する費用の負担

厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関等の業務の適正な運営を確保するため必要があると認められた場合にその職員に行わせる外国登録製造時等検査機関等の事務所における検査に要する費用のうち、当該検査のため当該職員がその検査に係る事務所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものは、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関等が負担するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、厚生労働省令で定めるものとする。

第二 労働安全衛生法関係手数料令の一部改正

一 型式検定の手数料

国が行う電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の手数料を次のように定めるものとする。

- (一) 新規検定 一件につき三八九、三〇〇円
- (二) 更新検定 一件につき二二、一〇〇円

二 型式検定の手数料の加算

電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の申請があつた場合において、厚生労働大臣は、当該型式の器具を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させる必要があると認めたとときは、当該検定の申請をした者にその旨を通知するものとし、当該通知を受けた者が納付しなければならない手数料の額は、一の金額に、審査旅費相当額等の合計額として厚生労働大臣が通知した金額を加算した金額とすること。

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第四 施行期日

この政令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行するものとする。ただし、第一の一、第二及び第三の一部は改正法の公

布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成二十六年十二月一日）から施行するものとする。

労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案
要綱

第一 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

登録型式検定機関の登録の区分として電動ファン付き呼吸用保護具に係る区分を追加するものとする
こと。

第二 機械等検定規則の一部改正

一 電動ファン付き呼吸用保護具に係る新規検定を受けようとする者は、型式検定実施者に現品、ろ過材並びに排気弁及び弁座を提出しなければならないものとするとともに、提出すべきものの数を定めること。

二 電動ファン付き呼吸用保護具に係る新規検定は、型式検定実施者の所在する場所において行うものとする。

三 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定を受けようとする者が有すべき検査のための設備として、粒子捕集効率測定設備、漏れ率試験設備、公称稼働時間試験設備、騒音試験設備、二酸化炭素濃度上

昇値試験設備、通気抵抗試験設備、排気弁の作動気密試験設備、内圧試験設備及び最低必要風量試験設備を定めること。

四 型式検定を受けようとする者が有すべき検査のための設備であつて、その者が随時他の者が有する検査のための設備を利用することができる場合に、その者を当該設備を有する者とみなすこととなる設備として、公称稼働時間試験設備及び騒音試験設備を追加すること。

五 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定を受けようとする者が有すべき工作責任者として、次に掲げるものを定めること。

(一) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの

(二) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの

(三) 八年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有する者

六 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定合格証の有効期間を五年とすること。

七 型式検定に合格した型式の電動ファン付き呼吸用保護具である旨の表示は、電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できるものにあつては電動ファン、ろ過材及び面体等の、電動ファンが分離できないものにあつてはろ過材及び面体等のそれぞれ見やすい箇所に、型式検定合格標章を付すことにより行うものとする。

第三 その他

労働安全衛生法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により労働安全衛生法第八十八条第一項の規定による届出義務を廃止することに伴う所要の規定の整備等を行うこと。

第四 施行期日等

一 この省令は、改正法の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成二十六年十二月一日）から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けるものとする。こと。